

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年9月30日
【会社名】	unbanked株式会社
【英訳名】	unbanked inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 平井 兼人
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目18番14号
【電話番号】	03（6456）2670(代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部長 花岡 亮佑
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目18番14号
【電話番号】	03（6456）2670(代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部長 花岡 亮佑
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2026年9月30日開催の当社臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものといたします。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2026年9月30日

(2) 当該決議事項の内容
(会社提案)

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

① 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

資本金759,250,550円のうち、659,250,550円を減少し、100,000,000円といたします。

(2) 資本金の額の減少の方法

その他資本剰余金への振替

(3) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

債権者異議申述期間後の2026年11月2日

② 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金の額5,611,745,574円のうち、1,468,418,887円を減少し、4,143,326,687円といたします。

(2) 資本準備金の額の減少の方法

その他資本剰余金への振替

(3) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

債権者異議申述期間後の2026年11月2日

③ 剰余金の処分の内容

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 3,449,424,416円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 3,449,424,416円

(3) 剰余金の処分が効力を生ずる日

2026年11月2日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として中村勇太及び稲沢佳樹の2氏を選任するものといたします。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として川戸淳一郎、大重喜仁、秋山光、高橋隆敏の4氏を選任するものといたします。

(株主提案)

第4号議案 取締役 胡 燕の解任の件

取締役の胡燕氏を解任するものであります。

第5号議案 取締役 安達 哲也の解任の件

取締役の安達哲也氏を解任するものであります。

第6号議案 取締役 竹内 博の解任の件

取締役の竹内博氏を解任するものであります。

第7号議案 取締役 平井 兼人の解任の件

取締役の平井兼人氏を解任するものであります。

第8号議案 監査等委員である取締役 クリストファー・リチャード・レーンの解任の件
監査等委員である取締役のクリストファー・リチャード・レーン氏を解任するものであります。

第9号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件
取締役（監査等委員である取締役を除く。）として臼木一矢氏を選任するものであります。

第10号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
監査等委員である取締役として川人幹也氏を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	102,602	3,194	—	（注）1	可決 96.98
第2号議案					
中村 勇太	102,599	3,192	—	（注）2	可決 96.98
稲村 佳樹	102,496	3,295	—	（注）2	可決 96.89
第3号議案					
川戸 淳一郎	102,427	3,364	—	（注）2	可決 96.82
大重 善仁	102,487	3,304	—	（注）2	可決 96.88
秋山 光	102,481	3,010	—	（注）2	可決 96.87
高橋 隆敏	102,478	3,313	—	（注）2	可決 96.87
第4号議案	103,057	2,728		（注）3	可決 97.42
第5号議案	5,754	100,041	—	（注）3	否決 5.44
第6号議案	103,036	2,719	—	（注）3	可決 97.43
第7号議案	5,389	100,406		（注）3	否決 5.09
第8号議案	4,140	101,655	—	（注）4	否決 3.91
第9号議案	3,839	101,956	—	（注）2	否決 3.63
第10号議案	3,946	101,849		（注）2	否決 3.73

- （注）1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
4. 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上